

厚生労働省発基 1009 第 3 号
令和 8 年 10 月 9 日

労働政策審議会

会長 岩村 正彦 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎



別紙「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省
関係省令の整備に関する省令案要綱

第1 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正

1 社会復帰促進等事業の審査請求に係る見直し等

(1) 労働者災害補償保険法第二十九条第一項第一号に掲げる事業として、義肢等補装具旅費及び外科後処置旅費の支給を行うものとする旨を明記する。

(2) 社会復帰促進等事業の審査請求に係る見直し

イ 労働者災害補償保険法施行令第二条第一号の厚生労働省令で定める事業は、労働者災害補償保険法施行規則第二十四条に規定する義肢等補装具費等の支給、外科後処置等、労災はり・きゅう施術特別援護措置、アフターケア、アフターケア通院費の支給、振動障害者社会復帰援護金の支給及び頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護とする。

ロ 労働者災害補償保険法施行令第二条第二号の厚生労働省令で定める事業は、労働者災害補償保険法施行規則第三十二条に規定する労災就学援護費、労災就労保育援護費、休業補償特別援護金及び長期家族介護者援護金の支給とする。

ハ 労働者災害補償保険法施行令第二条第三号の厚生労働省令で定める事業は、次のとおりとする。

(イ) 労働者災害補償保険特別支給金支給規則第二条各号に掲げる特別支給金の支給

(ロ) 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第八条の規定による介護料の支給

2 特別加入団体の要件の法定化等

(1) 特別加入団体の申請に係る申請書に関する見直し

イ 労働者災害補償保険法第三十五条第一項の申請に係る申請書に記載する事項として、労働者災害補償保険法第三十五条第一項の申請をしようとする団体（以下単に「申請をしようとする団体」という。）の代表者の生年月日及び住所を追加する。

ロ イの申請書に添える書類として、(2)のチの要件に適合することを明らかにする書類並びに(2)のル及びヲの要件に適合するこ

とを明らかにする書類（特定フリーランス事業に係る申請をしようとする団体に限る。）を追加する。

- （２）労働者災害補償保険法第三十五条第一項の厚生労働省令で定める要件は、特定フリーランス事業に係る特別加入団体以外の団体については次のイからヌまでに掲げる要件、特定フリーランス事業に係る特別加入団体については次のイからリまで、ル及びヲに掲げる要件とする。

イ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第三十三条第一項に規定する業務であって労災保険に係る保険関係に係るものを適切に実施すること。

ロ 特別加入者の属性等に照らして業務災害の防止に関する活動に係る業務を適切に実施すること。

ハ 特別加入者を構成員とする単一の団体であること。

ニ 申請をしようとする団体の目的、組織、運営、構成員の範囲、構成員の資格の得喪に関する手続等が明確であること。

ホ 申請をしようとする団体の代表者の所在が明らかであること。

ヘ 特別加入者及び特別加入希望者に対して、労働者災害補償保険法第三十五条に係る手続、業務災害、複数業務要因災害又は通勤災害に関する保険給付の請求に係る手続等に係る支援を行うとともに相談に適切に応じること。

ト 申請をしようとする団体の代表者が、労働者災害補償保険法第三十五条第五項の規定により保険関係が消滅した特別加入団体の代表者であった場合において、当該消滅の日から起算して五年を経過していること。

チ 特別加入希望者が特別加入の要件に該当するかどうかを適切に確認すること。

リ 特別加入についての広報及び啓発に関する活動の内容が虚偽又は誇大なものでないこと。

ヌ イ、ロ、ヘ及びチに掲げる要件に係る業務を厚生労働省労働基準局長が定める区域内において行うこと。

ル 申請をしようとする団体が、特定フリーランス事業に従事する者に対する業務災害の防止等に関する支援を一年以上の期間にわたって行っており、かつ、百人以上の構成員等を有していること。

ヲ 申請をしようとする団体が、次の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当し、かつ、イ、ロ、ヘ及びチに掲げる要件に係る業務を全国的に実施するものであること。

（イ）特別加入希望者が常時訪問できる体制にある事務所を各都道

府県に設置していること。

(ロ) (イ)に該当せず、かつ、(イ)の事務所又は特別加入希望者の求めに応じて訪問できる体制にある相談を行う場所を各都道府県に設置していること。

(3) 特別加入団体は、当該団体の構成員について、氏名、住所、生年月日その他必要な事項を記載した名簿を作成し、これを当該特別加入団体の主たる事務所に備えて置かなければならないものとする。

(4) 特定フリーランス事業に係る特別加入団体は、毎年一回、(2)のロに掲げる要件に係る業務の状況として過去一年間に実施した業務災害の防止に関する教育の実績及び内容を当該特別加入団体の主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して当該事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に報告しなければならないものとする。

(5) 都道府県労働局長は、労働者災害補償保険法第三十五条第五項の規定により特別加入団体についての保険関係を消滅させるときは、当該団体の名称及び所在地並びに保険関係を消滅させる日付及び理由をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

3 労災保険給付請求権の消滅時効の期間の見直し

(1) 労働者災害補償保険法施行令第三条第一号の厚生労働省令で定める疾病は、労働基準法施行規則別表第一の二第八号に掲げる疾病とする。

(2) 労働者災害補償保険法施行令第三条第二号の厚生労働省令で定める疾病は、労働基準法施行規則別表第一の二第九号に掲げる疾病とする。

(3) 労働者災害補償保険法施行令第三条第三号の厚生労働省令で定める疾病は、石綿にさらされる業務に従事したことによる中皮腫、気管支若しくは肺の悪性新生物、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、じん肺管理区分が管理四に相当すると認められる者に係る石綿肺、じん肺管理区分が管理二、管理三若しくは管理四に相当すると認められる者に係る石綿肺と合併したじん肺法施行規則第一条第一号から第五号までに掲げる疾病又は良性石綿胸水とする。

4 暫定任意適用事業に関する規定の整理を行う。

5 その他所要の改正を行う。

第2 船員保険法施行規則の一部改正

(略)

第3 労働基準法施行規則の一部改正

1 災害補償請求権の消滅時効の期間の見直し

- (1) 労働基準法施行令第二条第一号の厚生労働省令で定める疾病は、労働基準法施行規則別表第一の二第八号に掲げる疾病とする。
- (2) 労働基準法施行令第二条第二号の厚生労働省令で定める疾病は、労働基準法施行規則別表第一の二第九号に掲げる疾病とする。
- (3) 労働基準法施行令第二条第三号の厚生労働省令で定める疾病は、石綿にさらされる業務に従事したことによる中皮腫、気管支若しくは肺の悪性新生物、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、じん肺管理区分が管理四に相当すると認められる者に係る石綿肺、じん肺管理区分が管理二、管理三若しくは管理四に相当すると認められる者に係る石綿肺と合併したじん肺法施行規則第一条第一号から第五号までに掲げる疾病又は良性石綿胸水とする。

2 その他所要の改正を行う。

第4 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令の一部改正

- 1 暫定任意適用事業に関する規定の整理を行う。
- 2 その他所要の改正を行う。

第5 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十号）により労働者災害補償保険法第三十五条第四項が新設されたことに伴う規定の整理を行う。

第6 沖縄の復帰に伴う労働省令等の適用の特別措置等に関する省令の一部改正

（略）

第7 労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部改正

- 1 遺族特別年金について、遺族の人数が一人であり、当該遺族が五十五歳以上又は労働者災害補償保険法施行規則第十五条に規定する障害の状態にある妻である場合の額の特例を廃止し、遺族の人数が一人である場合の額を一律で算定基礎日額の百七十五日分とする。
- 2 その他所要の改正を行う。

第8 厚生労働省組織規則の一部改正

(略)

第9 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の 厚生労働省関係規定の施行等に関する省令の一部改正

(略)

第10 施行期日等

- 1 この省令は、令和九年四月一日から施行する。ただし、第1の4、第4、第6、第8、第9及び2の規定は、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和十三年四月一日）から施行する。
- 2 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定める。